

はじめに

1 公共施設等総合管理計画とは

(1) 計画策定の背景

総務省は、平成26年4月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下「総務省指針」という。）を示しました。

これに基づき、全国の地方公共団体は「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むことになりました。

※総務省の基本的な考え方【総務省指針の抜粋】

我が国では公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中、今後の人口減少、少子高齢化の進行により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、これらの変化に対応するために各地方公共団体が自らの計画として公共施設等総合管理計画の策定に取り組むこと。

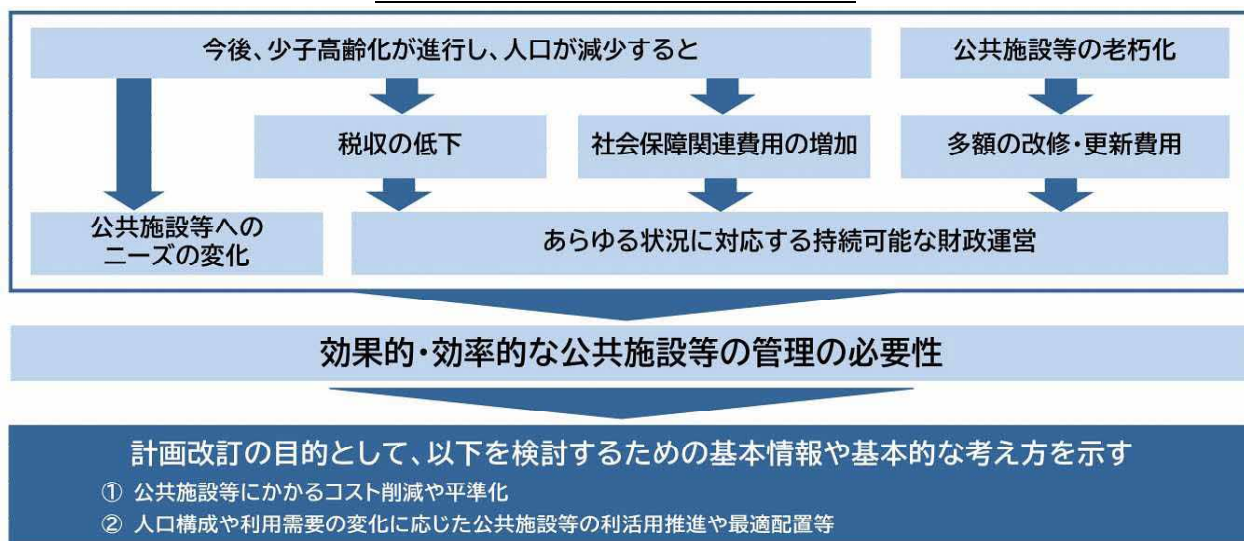
(2) 公共施設等総合管理計画策定の目的

総務省指針では、公共施設等総合管理計画を策定する目的を、「地方公共団体が保有する公共施設等¹の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新²・統廃合³・長寿命化⁴などを計画的に行うことで、公共施設等の維持、更新等にかかる財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現すること」としています。

2 足立区公共施設等総合管理計画の策定

区では、総務省指針に基づき、区が保有する公共施設等を適切に管理するため、平成29年4月に「足立区公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

図1-1 区の公共施設を取り巻く課題



1 公共施設等：学校などの建物のほか、道路・橋りょうなどの土木構造物等を含む包括的な概念を指す。

2 更新：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。更新に伴う除却も含む。

3 統廃合：それまであった施設を廃止、合併・統合すること。

4 長寿命化：施設の劣化が進行する前に、計画的な修繕・改修により良好な状態を保ちながら、できる限り長く使用すること。

3 総合管理計画改訂の背景

総合管理計画の策定から8年が経過し、計画的に施設の更新を行っているものの依然として建物等の老朽化が進んでいること、策定当時に比べ、人件費や建築資材の高騰等により建設コストが上昇していることなど、公共施設等を維持管理・更新するための環境が大きく変化しています。

また総合管理計画策定に際し、評価・分析に関する具体的な内容を盛り込まなかったため、PDCAサイクルによる進行管理ができていませんでした。

このような状況を踏まえ、総合管理計画の内容を全面的に見直し、改訂することとしました。

4 総合管理計画改訂の目的

(1) 実行可能な計画の策定

公共施設等の全体の状況を把握したうえで、施設の安全を確保しつつ、公共施設の更新等にかかるコストの削減に向けた実行可能な計画となるよう見直しを行います。

(2) 進行管理ができる仕組みの構築

総合管理計画の進捗状況を確認できる指標を設定し、PDCAサイクル⁵による進行管理ができるよう内容の見直しを行います。

5 改訂後の総合管理計画の構成

改訂後の総合管理計画は、以下の三部構成とします。

第一部	見出し	公共施設等の現状と今後の見通し
	主な内容	① 総合管理計画の位置付けと改訂の背景 ② 足立区を取り巻く現状と今後の見通し ③ 公共施設等にかかる経費の中長期的な見込み ④ これまでの振り返りと課題解決の方向性
第二部	見出し	公共施設等の管理方針と具体的な取り組み内容
	主な内容	① 総合管理計画の計画期間と取り組みの方向性 ② 総合管理計画の柱となる方針 ③ 具体的な取り組み内容 ④ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 ⑤ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
第三部	見出し	計画の進行管理による公共施設マネジメント ⁶ の推進
	主な内容	① 計画推進の基本的な考え方 ② 計画の進行管理を推進する体制の強化と仕組みづくり ③ 進行管理のための指標の設定

5 PDCAサイクル : Plan (計画)、Do (実行)、Check (確認)、Action (改善) の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。

6 公共施設マネジメント : 区では「安全・安心の行政サービスを将来にわたって提供するための取り組み」と定義している。

ミニ コラム

①

総合管理計画をもっと知りたくなる！？

「ウェルビーイング」と総合管理計画

区では、「個人のウェルビーイング」を「個人の幸福感が満たされた状態」、
「社会のウェルビーイング」を「よりよく生きるための社会が実現した状態
=SDGs ゴール全てが達成される社会」と定義し、それぞれが相互に高め合
う関係であると位置付けています。

令和6年度に策定した足立区基本計画でも、この考えを基に、区民一人ひ
とりのウェルビーイングの向上を目指すことを掲げています。

足立区公共施設等総合管理計画では、将来的な人口減少をはじめとした課
題を見据えつつ、区民一人ひとりのウェルビーイングを支える公共施設の適
切な管理を実現することで、次世代へ豊かな足立区を引き継ぐことを目的と
しています。

民間施設

保育園

幼稚園

学童保育室

大学

私立高校

病院・診療所

老人ホーム

西新井大師

寺院・神社

大型商業施設

商店街

店舗(飲食・物販)

コンビニ

映画館

スポーツジム

スイミングクラブ

区の施設

住区センター

地域学習センター

図書館

スポーツ施設

保育園

学童保育室

保健センター

福祉施設

区民事務所

区立学校

区道

区立公園 など

清掃工場

都の施設

都立高校

警察

消防

都道

上下水道

都立公園

など

国の施設

国道

荒川 など

公共施設

足立区公共施設等総合管理計画の対象施設